

## 第 5 回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 8 年 5 月 1 9 日(火) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

3 議案

( 1 ) 議案第 1 8 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

( 2 ) 議案第 1 9 号

荒廃農地に係る非農地判断について

4 出席委員

農業委員 8名

1番	黒崎	佳奈	2番	鈴木	義延	3番	永沼	善恵
4番	岩谷	金良	5番	野内	誠	6番	大串	政一
8番	泉	利夫	9番	根本	常和			

農地利用最適化推進委員 9名

13番	添田	文彦	14番	小針	淳一	15番	渡邊	健一
16番	伊藤	良平次	17番	小豆畑	元	18番	添田	健
19番	円谷	和司	20番	近内	壽夫	21番	矢内	常男

5 欠席委員

農業委員 1名

7番 近内 貞夫

農地利用最適化推進委員 3名

11番	近藤	強	12番	佐川	正治	22番	福田	正三
-----	----	---	-----	----	----	-----	----	----

6 出席した事務局職員

事務局長	荒木	成輔
農地管理係長	矢吹	進
書記	矢内	翔太

議長 本日の農業委員の出席は8名です。  
定足数に達しておりますので、只今より第5回石川町農業委員会総会を開きます。  
議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議ないものと認め、5番 野内誠委員、6番 大串政一委員 を指名いたします。

---

(1) 議案第18号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長 議事に入ります。  
議案第18号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

只今、説明しました農地法第3条第1項番号1及び番号2につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

議長 農地法第3条第1項番号1を調査されました泉利夫委員に報告を求めます。

泉利夫委員 農地法第3条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。  
令和8年5月9日午後1時より現地調査を行いました。  
被設定人〇〇〇〇の〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の小豆畑元氏、伊藤良平次氏と私の5名で、字〇〇〇〇番とその他〇〇〇〇筆の合計12筆、地目 畑、総面積19,155㎡を調査しました。  
被設定人の〇〇〇〇は、〇〇〇〇を拠点に営農型太陽光発電で規模拡大を図っており、農業用水の利便性から石川町拠点に周囲40km圏内で27ha程の耕作を計画する法人です。  
当該地は、未耕作地でしたが被設定人により28年間の賃貸借で今年から里芋の栽培をする予定で、JAや道の駅等に出荷する予定です。  
以上、調査した結果この案件は問題ありませんので、ご審議の程宜しくお願いたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1について、何かご質問等  
ございませんか。

(「質問なし」の声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。  
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第18号農地法第3条第1項番号1について、  
承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました近内壽夫委員に  
報告を求めます。

近内壽夫委員 農地法第3条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。

令和8年5月9日午後2時より現地調査を行いました。

設定人〇〇〇〇氏、被設定人の〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏、農地利用最適化  
推進委員の円谷和司と私の5名で字〇〇〇〇番他1筆、地目 田 5, 7  
93㎡を調査しました。

場所は〇〇〇〇から〇〇〇〇号を〇〇〇〇方面へ200m進み、〇〇〇〇  
を左折しさらに北へ500m進み、〇〇〇〇号を〇〇〇〇方面へ左折し5  
00m進んだ所からさらに農道を東へ300m進んだ左側の自宅前の田で  
す。

申請の目的は期間28年間の貸借権を設定するものです。

申請地は、設定人が相続する以前から知人が耕作していましたが、今年か  
ら当該田を返却されるとのことで近い将来に休耕地としないため、一方、  
被設定人〇〇〇〇〇〇〇は農地の借り手となり経営規模拡大を図ることを  
目的とするものです。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほ  
どよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2について、何かご質問等  
ございませんか。

(「質問なし」の声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。  
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第18号農地法第3条第1項番号2について、承認するものと決定いたします。

---

(4) 議案第19号

荒廃農地に係る非農地判断について

議長 次に、議案第19号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

昨年の農地利用状況調査において再生不能と言われる「B分類」と判断されたものについて非農地判断をお願いするものです。

農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第3(3)ウにおいて、農業委員が実施した農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第2条第1項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。それでは、スライドを流しますので、後方をご覧ください。

議長 審議に入る前に荒廃農地に係る非農地判断について、一括で審議することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 それでは 荒廃農地に係る非農地判断について、何かご質問等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声あり》

議長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

議案第19号荒廃農地に係る非農地判断について、番号1から番号195を一括して承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議がないものと認め、原案のとおり全て承認するものと決定いたします。

---

---

議 長 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。  
これで本日の会議を閉じます。

午後2時25分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和8年5月19日

石川町農業委員会 会長

議事録署名人

---

5番

---

6番

---